



平成26年 5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 アテクト
代表者名 代表取締役社長 小高 得央
(J A S D A Q ・ コード 4 2 4 1)
問い合わせ先
責任者役職名 管理本部 本部長
氏 名 渡辺 弘之
T E L (072) 967 - 7000 (代表)

当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社取締役に対して報酬としてストックオプション（新株予約権）を付与することにつき、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

当社の取締役の報酬額は、第 45 期定時株主総会において付議予定の報酬額改定議案が決議されますと、年額 2 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役の業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的に、当社の社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額 5 千万円の範囲内でストックオプションとして新株予約権を付与するものであります。

新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の数
当社普通株式200,000株を各事業年度における新株予約権の目的となる株式の総数の上限とする。
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、合理的な範囲内で株式数の調整を行うことができるものとする。
2. 新株予約権の数
2,000個を各事業年度における新株予約権の数の上限とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株とする。ただし、上記 1 のなお書きに定める株式数の調整を行った場合には、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数についても同様の調整を行うものとする。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に上記 2 に定める新株予約権 1 個当たりの普通株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する日の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所（ジャスダック市場）における当社普通株式の終値の平均値または新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所（ジャスダック市場）における当社普通株式の終値（取引が成立していない日を除く。）のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げる。）とする。

なお当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合、または時価を下回る価額で新株の発行等を行う場合その他行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日の後2年を経過した日から、当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権のその他の内容

当社取締役会において決定するものとする。

以上